

老人法の確立

高田, 源清
九州大学法学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1243>

出版情報 : 法政研究. 17 (1/4), pp.230-259, 1950-03-31. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

老人法の確立

高田源清

一 序 説

老人を敬えと教え、その理由として老人はわが國家、わが家のために働き、そして疲れた人だからとする。又わが國民道徳の中核としての親孝行も、親が子供のために盡した絶大な恩に報いるためだとする。すなわち年老いて社會から大切にされ、子供から孝行される爲には、その若い時に國家社會のために、子供のために働き、恩を施したこと
を必要とする。それ故、その盡すところの少かつた者は、報えられることも少ないということにもなる。もちろん子供に對する場合などは、たとえ物質的には施すところが少なかつたにしても、精神的に與えるところが多かつたというところもある。國家社會に對する功績も極めて廣い面で考えれば多少のゆとりはある。それにしても、孝行を親の施した恩に對する反對給付の如く考える見解には賛し得ない。即ち民主主義の今日では、從來往々にして賞揚され
たような、親に對する絶対服従と、理不盡な犠牲などをもつて、孝行の内容とすることは許されぬこと勿論である。^(三)が、親子の間の自然血族的な協同生活に芽生えた敬愛、更には深い經驗と信頼に因る自然發生的な「孝」は、之を排斥すべきではないことは勿論、今日でも賞揚されるべきものと信ずる。恩に報いる義務としての強いられた「孝」でないところこそ、賞揚されるべき理由がある。この子に對すると同様のことが、國家社會に對する關係でも考えられる。

否進んで恰かも兒童がその幼きの故を以て愛護さるべきと同様に、老人はその老齡の故に愛護さるべきものとしたい。

(一) 「孝」即ち親に對する子の恭順、服従の義務は、日本の國民道德の中核基礎とされていた。而も孝の思想は極めて古い支那の思想中に見え(易經、論語、孝經、孟子に著しい)平野春江氏「忠孝の研究」三章「孝の發達史」參照)日本近代の孝の道德は、主として徳川時代の儒教の影響多く、「孝者徳之本也」の思想が、徳川封建社會の基本的道德規範として普及し(中江藤樹「翁問答」岩波文庫版六三頁以下參照)それが明治維新後、侍講元田孚氏の「教學大旨」(十二年)で、「道德ノ學ハ孔子ヲ主ト」すべきものとし、之を受けて十五年の「幼學綱要」は、その第一章「孝行」に「天地ノ間父母ナキノ人無シ、其初メ胎ヲ受ケテ生誕スルヨリ成長ノ後ニ至リ、其恩愛教養ノ深キ父母ニ若ク者無シ、能ク其恩ヲ思ヒ、其身ヲ慎ミ、其力ヲ竭シテ、以テ之ニ事ヘ、其愛敬ヲ盡スハ子タルノ道ナリ」とし、それが二〇年代に國民教育の基礎とされ、爾來益々強調されて來た(川島武宜氏「日本社會の家族的構成」七九頁以下參照)。

而しその「孝」が「恩」によつて根據付けられているは、川島氏前掲書九七頁以下に詳論されているが(尙、櫻井庄太郎「封建社會に於ける報恩の道德と恩の觀念」社會學徒六卷二・三號「恩と義理」(同上八卷四・五號等參照)その「親の恩」は先づ養育の恩であり、更に財産の相續をさせることであるとするが(川島氏、前掲書八四頁)、私は儒教と共に、佛教思想の影響も著しいと見るものである。その典型としての「四恩」の思想、更には「父母恩重經」に説く親の十恩(即ち(一)懷胎守護の恩(二)臨産受苦の恩(三)生子忘憂の恩(四)乳哺養育の恩(五)廻乾就濕の恩(六)洗濯不淨の恩(七)嘔苦吐甘の恩(八)爲造惡業の恩(九)遠行憶念の恩(十)究竟憐愍の恩)の説が注目される(高神覺昇氏「父母恩重經講話」九〇頁)。

尙子の盡すべき「孝」の内容としては、川島氏は第一に父母を尊み敬うこと、恭順の心を以て對すること、第二に立身出世して親及びその屬する家の名を擧げる義務、第三に親を養う義務、第四に子をつくる義務があるとされる(同氏前掲書八五頁

以下)。又前掲平野氏によれば、孝實際化の三大要旨として、第一大孝、第二次孝、第三次孝の三段階を擧げ、第一大孝は、親を尊敬する事であるとし、更に（イ）祖先を祭祀し手を捧げて祖先の意思に奉仕する事、（ロ）親を尊敬し、親を通じて祖先を尊敬する事（ハ）父母を道徳に諭す事とし、第二次孝は、親の名を辱かしめぬ事とし（イ）家族生活は団体主義で、各自は分に應じその団体生活の向上發展に努力する自覺あること（ロ）その心身は祖先相傳の延長たる自覺（ハ）身体を愛し、親に奉ずることとし、第三次孝は、親を養うことであるとし（イ）親の健在は家族団体生活の健全を表わすもので、家族は祖先に奉ずる心を以て親の心身を養うこと（ロ）親の志を養うこと（ハ）親の身体を養う事とする（前掲書三九一頁以下）などは参照に値いする。

（二） 例えば親の酒代のために身賣する娘を孝と賞し、又所謂「廿四孝」説話の多くのもの（残酷な繼母のために、氷つた湖水に裸でねてその体温で氷を割り鯉を捕えたとか、柔肌の幼児に蚊を集中させ、親の方に行かせないため裸でねたなど）は、今日之を賞揚できないのみならず、新憲法の人権尊重の理想からも黙認し得ないところである。勿論説話には誇張があつたにしても、一般西洋人には理解し得ないものであつたのは當然であろう。例えば英のチェンバレンは「自分の子供が、そんなにまで自分を犠牲にするのを黙つて見ている程に、親が冷たい心を持つて居ることができるのはどうしたわけであろう」と怪しむのは當然であつたであろう（Chamberlain, Things Japanese, 5th ed. p. 165—6）

二 新しい惡條件

民法改正前の戸主中心の舊家族制度の下では、日本の老人は、少くとも世界の多くの國々の老人よりも安居して居たと云つてよいであろう。子のことを考えること殊に強い日本の親達は、粒々辛苦して貯えたものを、長子に獨占的

に相續せしめ、その長子の恭順に受繼いだ家督相續の制度の中に、椅子かゝつて老後を安居し得た。ところが封建性を破壊すべき使命を帯びた民法改正は、その根幹とも言うべき戸主と家督相續の制度を廢棄するの舉に出たことは當然であり、これに因つて初めて日本人全体が、日常生活での人權の獲得となつたわけで、之程喜ぶべきことはないが、唯老人にとつては、この制度改革は從來の温室を大部分取除く結果となつたことは被うべくもない。即ち法律的には、新民法は苟も子供である限り、長男に限ることなく、その長幼、男女を問わず、又その戸籍上の家を同じくすると否とを問わず、全員が等しく親の扶養の義務を負担することになつたのであるから、形式上は親にとつて老人にとつて有利になつたわけであるが(民法八七、七條以下)、その實は從來の如く一人の家督相續人の下に安居することが出來ず、或いは子供達の間を往復し、或いは共同負担の下に扶養されることになるが、生活に余裕のある社會であり、且つ貧者の無い社會ではなく、それとは全く正反對に、國家自身が未曾有の貧困狀況にあり、各個人又、妻や子は勿論、自己一人の生活さえ支え得ないものが少くないという、最近の日本社會では、分頭相續をしたに過ぎない長男が一人でその兩親の生活を支えることを得ないであろうし、と言つて次男その他、又は他家に嫁した娘が、その兩親を改めて引取るなり、その生活費を負担することはなか／＼容易でない。

その上に永年に亘つて粒々辛苦して貯えた貯金は、そして血の沁む思いで掛け續けて來た生命保險その他は、戦後價値の著變に因つて一ヶ月の生活費にも足りないものと化し、農地を貯えた人々は農地改革法で、少額の一片の公債證書と引換られ、又數十年に亘つての俸給から基金も積んだ上に、漸く受領し得ることになつた恩給金は、主食だけを購うにも足りないこととなつた今日である。子孫に譲るべき財産を持合せなくなつたのである。かと言つて、これ

から多額の生命保険に新加入するなどの方法で、自らその老後の安定を考え得る程の収入の職に付くことは、極めて困難である。而もドッジ・ラインに基く最近の我經濟再編成は、極めて廣い範圍の人員過剰と整理の時代を現出し、ために未だ十分に働ける年齢の人々をも勇退させつゝある。その上、こうして一旦失職した中老の人々には、再び就職したり、又自ら自營の經濟活動をやるには、余りにも各種の條件が非であり過ぎる。

その上、前記のような國家的貧困と、國民の未曾有の生活難は、戦争中の多産奨励政策とは、打つて變つて、昭和廿三年の優生保護法が、著しく母体の健康を害する場合には妊娠中絶を認めたとを(同法一三條二項)、更に廿四年六月の同法改正では、改正原案の「生活困難」に因るものを正面から認めることは避けたが「妊娠の繼續又は分娩が身体的又は經濟的理由により、母体の健康を著しく害する恐れ」のある場合にも中絶できるとした(同法一三條二號參照)。ために今や巷間、墮胎を以つて罪惡視する者が尠くなつてゐる。この思想は、子供と同様に生活能力を喪い又は乏しい老齡者を冷視し、邪馬扱いする方向に向う形勢なしとしない状況にある。

三 老齡の意義

世俗では滿六〇才の還曆を以て一應老齡とすることが多い。それは十千十二支から來たもので、東洋的曆年の所産であり、今日の我々には格別の意味がないが、法律制度の中でもこの六〇才を老齡扱いの年としているものが少くない。第一に改正前の民法では、戸主が老齡の理由を以て隱居出来る最低年齢を滿六〇才としていた(改正前民法七五二條)。第二に公務員等の家族扶助料も、六〇才以上の父母、祖父母に支給し(昭和廿三、法四六號「政府職員の新給與」實施に關する法律「六條二項三號、第三に所

得税法などの扶養親族にも、六一才以上の者を加えていること(所得税法、八條三項)、又これは法律上のものではないが、大學(舊制)教授の停年も、多くは六〇才としていた如きこれである。^(二)

(一) 即ち東大、京大、九大、東京商大等は滿六〇才、東北は滿六一才、北大は滿六二才、神戸商大滿六三才、阪大は六〇才としながら、一年以内繰上げ、或は後一年以内繰下げも出来るとして居り、又最近九大は當分の處置としてはあるが、六〇才で停年退職の権利を生じ、六三才で義務を生ずるとする制度とした。

しかし一般の會社、銀行などでは、この戦争中の如く、人の極めて不足した時期は別として、戦前では大体普通社員の停年は五五才としていた。終戦後労働運動の活潑化により、その職場確保が強く出たにも拘らず、停年制そのものが持つ二面性の故に、多くの労働協約の一條項として、五五才を以て停年とする明規を持つものが支配的のようである。又従前の大學以外の高等學校、専門學校などでは、學校經理の必要上その他の理由で、やはり五五才前後が退職年齢であつたし、中小學校などの教員、巡查などでは、それよりも遙かに低い年齢で勇退を余儀なくされていたとは顯著な事實である。これは就職年齢が低いので、若くして恩給年限に達したからでもあつた。そも／＼恩給(特に普通恩給)は、老齡退職者に給すべきであるにも拘らず、從來は苟も恩給年限に達して退職したものである限りその年齢の若さを問うことなく支給していた。^(三)併しこの不合理と、財政負担の輕減の立場から、廿三年七月の恩給法特例第二條は、これを改め、四〇才以下の者にはその支給を停止し、四〇才以下の者にはその支給を停止し、四〇才から四五才迄はその額の十分の五を、四六才から五〇才までは十分の三を停止することをした。即ち四〇才以下は、どんな意味でも老人扱いはせず、反對に六〇才以上は無條件に老齡扱いにしたとも言ひ得る。又厚生年金保險法では五

五才を以て養老年金受給資格の始期とし(同法三)、特に坑夫や漁船乗組員については五〇才を以てその資格發生年齢として(五條、三六條)。

(二) 高専校では例外もあつたが、平教授は、五二、三才から五五才で勇退するのを例としたが、一つは、勅任官の定員制限などとも干連があつた。小學校教員並に巡査などには、その學歴が低く、従つてその就職年齢が若く、三〇才台も、その前半で既に恩給年限に達するものが少くなく、特に軍人、警官には、外地加算、戦時加算などで之が一層著しかつた。唯、從來の恩給法でも三〇才までは四分の一、三五才までは六分の一、四〇才までは八分の一、その支給を停止していた(同法五八條三號)。

ところが反對に、六〇才以上でもよく、それ以上の年齢を定めているものもある。例えば従前の判事は六三才まで停年が伸びていた(裁判所構成法七四條ノ二)、新「裁判所法」では、一般の判事は六五才まで、最高裁判所と簡易裁判所の判事は七〇才迄は、その意に反して退官させられることなく(同法五〇條)、検事は、従前の裁判所構成法でも、新「檢察廳法」でも同じく六三才迄とされている(裁廳法八〇條ノ二、檢察廳法二二條)。又従前樞密顧問官などは、反對に最低年齢が、四〇才以上と定められ(明治四一年勅令二二號、樞密院官制及事務規程四條)、上の方は無制限であり、大臣顧問には、寧ろ六〇才以上のものが多かつたことも顯著な事實であつた。又軍人はその階級毎に停年が存したが、將官級のそれは極めて高かつた實業界でも、一般に重役には停年制がなく、稀れに存するときも、すつと上であつた。更に最近の新制大學などでは、停年制を殊更ら置かないものが多く、假令定めるところでも六三才、六五才などとするものが多いようである。更に諸外國での事例も、その法令の性質その國民生活の相異により必ずしも同一ではないが(後述、第四節)、六五才を以て老齡

扱いをするものが多いことは注目すべく、又女子を別扱いするとき、それより五才低くしているものが多い。

そもそも老衰は本來自然的、生理的現象として現われるものであるが、その所謂老衰現象も、醫學的、生理學的に見ても、必ずしも明白ではなく、^(三)而もそれが多分に社會的、經濟的環境によつて動くものである。こゝに言う老衰は、その生理的の老衰の故に、その生活活動を爲し得ない状態と見るべきで、それはこの双方の事情の競合に因る状態であり、この兩要素の相對性、不確定性の故に、一層相對性と振幅性の高いものである。即ちその民族の生活環境とその社會經濟文化の相異に因り、又その人種的肉体的性質に基き、更に一國同一民族の中でも、その地方、職業その他でも、その時期に相當の開きを示すのである。就中その經濟社會的條件(經濟制度、家族制度その他)の變動は重大影響がある。

(三) 生理的の老衰と言うも絕對的ではなく、その人により極めて相對的にくるものであるが、一般には、姿勢の前屈、脂肪過多(婦人に多い)視聽兩官の機能衰弱、齒牙の脱落、皮膚の收縮と變色及び筋肉の萎縮等の生理現象として現われる(尙我國老年研究の先覺、尼子富士郎博士「老年期の研究」(浴風會十周年記念誌五二一頁以下所載及び、橘資勝博士「老年期の心理學的研究」同上八六三頁以下所載など参照)。

四 諸國の老人保護制

(A) 英國——英國は資本主義的發展を極めて早く、且つ典型的な形で行つた國だけに、その資本主義の副産物たる社會的病弊の現われ方も早く、ために社會事業的發展も極めて古い歴史を有する上に、近代的社會保障制度でも最も綜合的な制度を現有している。先づ英の社會事業は既に中世のカソリック教中心の施與時代に初まり、その後極め

て曲折のある發展をしたのであるが、一般には之を(一)施與濫權時代 (二)排極貧行政時代 (三)救貧行政時代 (又は博愛主義の時代)を掲げるが、今日の英の制度の理解には、ヴィクトリア時代以向を見れば足ると考えられる。(二)而してこの時代の特徴は、原則としては自助主義が高調され、それを補足するものとして、救貧法の制定をしたが、それは制裁的扱いを免れなかつた。而して老齡者はその生活能力の低弱の故に、之等の社會事業、社會行政の救濟の對象となることが、多かつたことは想像に難くないが、特に養老保障の制度として注目すべきはポーア戦争後の一九〇八年の「養老年金」制である。それは七〇才以上の者に扶助的に支給される年金制で、その財源は全額負担であつたが、その支給額は生活保障までは行かず、補給的のものに止まつた。(三)

(一) 上の事情は Francois Lafitte Britain's Way to Social Security. 藤林敬三、角田豊譯「社會保障制度」、生江孝之「英國社會事業の進展に關する一管見」社會保險時報二三卷七、八號等参照。

(二) 一九〇八年の「養老年金制度」は、エリザベス女王の晩年一六〇一年の制定以來三百年に亘る救貧法の分解作用の一を示すものであり、ロイド、ジョージの實施した所。それは七〇才以上の老齡者に對して、本人の保険料拂込を要しない國家年金の創設をしたものであるが、尙、多くの道德的資格條件を要求した。即ちその養老年金受領權の發生條件は (一) 年齢七〇才以上の者 (二) 年金受領前少くとも滿二〇年英國國民たりし者 (三) 一ヶ年の收入三一磅拾志を超過しない者とし、その年金受領權喪失の條件としては、 (一) 過去五年間中に一定期間を超えて外國にあつた者 (二) 瘋癲病者 (三) 醉酏法により拘留處分を受けた者 (四) 慣習的不就業者 (五) 罰金刑以上の刑に處せられた者 (六) 並に刑期滿了後一〇年を出でない者とされていた。尙、初めは救貧法による醫療救助を受ける者も喪失原因に加えていたが、一九一

一年の改正で之を削除した。その給與額は其の受給される者の年収入により差等を設け、年金は終生とし、唯その資力の變動により、その支給週額の變更又は停止などが行われた。又一九二五年八月七日の「寡婦孤兒及養老年金法による養老年金」については、清水玄氏「社會保險要論」二〇〇頁以下の参照。尙お、「浴風會十周年誌」三三一頁以下には、英の救貧法以來の養老事業を極めて要領よく紹介されている。

ところが今日の英國では、綜合的社會保障制度が一九四八年七月五日以來實施されて居り、従つて同國での老人保護も、その綜合的社會保障の一部となつてゐる。そもくこの一九四八年の綜合的社會保障の實施は、その構想としては今次戰爭中の一九四二年の所謂ビヴァリツチ案に基くものである。即ちそれは一九四一年六月一〇日、時の無任所大臣グリーンヴッド氏により任命された「社會保險及びこれに關連する諸施設に關する各省干係官委員會」の調査報告であるが、ウイリアム、ビヴァリツチ郷單獨の責任の下に執筆發表された爲に、その名があるもので、その内容は英國民である以上は、収入の如何とか、雇傭されているか否か等の一切の條件を無視して、凡て強制的に社會保險に加入せしめ、所定の保險料を納付させるもので、その保險料は (一) 一六―一七才 (二) 一八―二〇才 (三) 二一才以上の三に分ち、男女別に、被保險者、雇主の双方から週拂として取立てるもので、その保險給付は (一) 被用者 (二) 其の他の有職業者 (三) 主婦 (四) 其の他の無職の労働年齢者 (五) 労働年齢に達しない者 (六) 労働年齢以上の退職者の六種に分ち、 (イ) 醫療給付 (ロ) 埋葬一時金 (ハ) 退職年金 (ニ) 労働不能手当金 (ホ) 失業手当金 (ヘ) 投産手当金 (ト) 災害年金 (チ) 子女手当金 (リ) 其の他 (婚姻、出生、寡婦、離別、移轉等の手当金) を支給するものであつた。而して上記の六の階級は、所謂「社會的經濟的階級」

ではなく、各人の最低生活を保障するためには、どうすべきかという點から分けられたもので、特別の事情でその保険金で足りない者には、困窮を條件として社會救済で行くというもので、その構想は社會保險中心で、之に配するに社會事業を以てするという立前である。このビヴァッチ案は、その公表當時は資本家側から猛烈な反對に逢い、議會も又時期尙早として、その即時實現には賛成するに至らなかつた。しかしその後一九四四年には、これを修正した政府案が發表され、これに基いて一九四五年には先づ「家族手当法」が成立し、次いで四六年には「國民保險法」「國民保險（業務災害）法」及び「國民醫療施設法」が制定されて、社會保險の擴充強化と醫療國營の企圖が明白となつたが、更に四七年には「國民救済法」が成立し、四八年七月五日から之等各種の法律の全面的實施を見、こゝに綜合社會保障制度の完成を見たのであるが、その構想は上記ビ案に多少の修正を加えたものに止まる。而してその中核たる社會保險としての「國民保險法」による給付は、（一）醫療（全國民）（二）失業手当金（被用者のみ）（三）疾病手当金（被用者及び自營者のみ）（四）分娩費（五）出産手当金（六）寡婦手当及び年金（七）孤兒の保護者手当金（八）退職年金（九）死亡一時金であり、ビ案では子女手当を保險中に加えていたが、之を別の法（「家族手当法」とし、（一）傷害手当金（二）廢疾年金（三）死亡手当金も「業務災害保險法」として別法となつた。而してその保険料は英國國民を三階級に分ち次の如くした。

階級	被用者		雇用主	
	一八才以上の男子	一八才以上の女子	一八才未満の男子	一八才未満の女子
被用者	四志七片	三志七片	二志八片	二志二片
雇用主	三志十片	三志〇片	二志三片	一志九片

自營者	六志二片	五志一片	三志七片	三志一片
無職者	四志八片	三志八片	二志九片	二志三片

唯七〇才以上の男子及び六五才以上の女子、失業者、病人、通學中の學生、年收七五磅以下の者は、この保険料納付の義務が免除されている。^(五)

而してその中、老人保障としての制度の中核は前記國民保險中の「退職年金」であり、それは男子六五才、女子六〇才に達した時、定常的職業から引退すれば年金受領の資格を得る。その額は通常は二六志とされる。而して六〇才未満の妻のあるときは一六志の追加、六〇才以上の妻に對しては別個の年金として一六志。自身で保險に加入していた女子は、自己に二六志の年金を受ける。寡婦給付を受ける寡婦が退職年齢に達した時は退職年金に代る。年金者に學齡兒童がある時は一人に付き七志六片追加される。又退職年齢後留職する者は、退職年齢後五ヶ年間に保険料二五回拂込む毎に、一志つつ増額された率で退職後年金を受け、五ヶ年間に最高一〇志まで増額できる。そして男子七〇才女子六五才になれば、退職者と認めて年金を支給するというのがこの概略である。^(六)

尙老後最も心配となる疾病の場合は、完全な國營醫療が用意されている外、^(七)寡婦子女などのそれも総合的配慮の下に行われて居る點で、最も範とすべきものの一と斷じ得る。

(三) この社會保險も尠大な國庫負担を前提する。即ち形式的には國庫は失業手當金には三分の一、その他の給付には六分の一を補助するに止まるも、それ以外に子女手當は全額國庫負担であり、醫療費も國家が巨大な負担をする。尙その計畫の三指導原理として、(一) 革命的であること、(二) 社會保險の組織は廣汎な社會政策の一環として取扱はるべきこと、

(三) 國家と個人との協力を前提とすべきことを擧げる。結局英傳統の「個人の責任の重視」が見える。即ち最低の生活は社會保障により確保されるが、それ以上の生活保障は民間保險會社との契約とか貯蓄とかにより準備すべきであるとするものである。

(四) ラフィット著藤林譯「社會保障制度」七二頁以下。

(五) 上記は國民保險法による保險料であり、災害保險料はこれとは別に、被用者及び雇主は別々に一八才以上の男子は各四片(週拂)、同上女子三片、一八才未満の男子三・五片、女子二片とする。

(六) Francois Lafite, Jers、藤村譯「社會保障制度」、近藤文二氏「社會保障」六一頁以下、清水玄氏「社會保險要論」一七九頁以下「浴風會十周年記念誌」三三一頁以下等參照。

(七) 最近の同國の醫療國營の實情は、社會保險時報二三卷三號六號等、昭和廿四年十二月四日毎日新聞紙等參照。

(B) 米國——米國ではその資源の豊富さ、工業生産と共に農業生産の極度の機械化と能率化により、その國民生活は、勞働者についても比較的に水準が高く、その上に夙に強大な社會事業の發展もあり、救貧並に養老の問題なども、英國ほど深刻でなかつた事實を反映し、米のこの部面の歴史は淺い。即ち米國では一九三五年に米連邦政府の直接担当する養老保險を創始した。そして三九年の改正で、更に遺族保險をも行うこととなつた。だがこの保險では、工場、事業場、鑛山、商店、事務所等に雇傭されている賃金取得者を被保險者とするもので、農業勞働者、家事勞働者並に連邦州及び政府等の機關の雇傭者を含んで居なかつたが、之を包含せしめる改正案が動いている。併し上記の被保險者の外、その妻、子女、兩親などにも一定の條件の下に、保險給付をする制である。而してその保險給付には

(一) 隠退給付(養老年金) (二) 妻女年金 (三) 子女年金 (四) 遺児年金 (五) 寡婦年金 (六) 寡婦一時金 (七) 兩親年金 (八) 死亡一時金があるが、こゝで最も直接的なものは、勿論第一の「養老年金」である。

即ちその養老年金は、この保険に十年間被保険者であつた者(完全被保険者と呼ぶ)につき、その人が六五才以上になり、就業して居ない場合、爾後毎月その人が夫迄受けて居た収入を基準として、最高月八五弗、最低十弗迄の金額を支給する^(三)。この金額は平均月收五〇弗以下の場合四〇%、月收五〇弗以上の者は五〇弗の四〇%にそれ以上二五〇弗までの一〇%を加えたものを給する^(四)。しかし上記の(二)の「妻女年金」も、前記養老年金を受ける者の妻が六五才になつた場合、その夫の給付額の半額を受ける者であり^(五)、(三)の「子女年金」も養老年金受給者の子女で一六才未満の未婚者及び一八才未満の通學中のものが、やはり養老給付の半額を受ける。その他は遺族給付として支給され、之等は凡て廣義では養老給付たる性質を持つことは特記すべきであらう^(六)。

この如き保険給付の財源調達は、被備者並に雇主から次の如く徴收すると定められた。

被備者	一九三七年より 三九年まで	一九四〇年より 四二年まで	一九四三年より 四五年まで	一九四六年より 四八年まで	一九四九年 以後
金の 毎年受取買 金の 一%	同	同	同	同	同
支拂賃金の 一%	一・五%	二%	二・五%	三%	三%

しかし實際にはこの保険料は同制度實施以來引續き一%の儘引上げずに來た(但し改正案では二%に引上げ豫定)。

政府は一種の租税として徴收、國庫に「連邦養老及び遺族保險信託基金」を創設、財務長官、労働長官及び社會保障長官から成る同基金管理委員會で運營管理している。而も上記の給付の正當性保障のための不服の申立と審査請求の制度が三十九年法で設けられていることも特記さるべきであろう。

而して米では、上記養老遺族年金の外に、失業保障制度があるが、養老の面から注目すべきは、各州が國庫補助の下に行つてゐる州營の社會事業としての老齡者扶助の制度である。^(八)即ちその老齡扶助は六五才以上の貧困者の扶助事業であり、扶助を受ける爲の條件は、各州で異なるも、大部分は一定の期間（多くは五ヶ年）その州に居住して居たことを要件とする。扶助額は、月四五弗までならば、その三分の二を國庫が負担する。^(九)其の他、米國では特志家による私的社會事業で、この老人保護に向けられているものも注目すべきである。

(一) この改正案は、昨年のト大統領の年頭致書の社會保障法強化に關する提案に基く、所謂「搖籃から墓場まで」の保障を指すものである。「政府は社會保障、保健、教育、住宅の各分野で國民の生活水準を引上げ援助を要請する。現在の社會保障法の適用範圍は全く不充分で、生活補助金も余りに少額である。米労働者の三分の一は同法の適用外にあり、老年及遺家族に對する生活補助金の月額は平均二五弗に過ぎず、肉体的故障による労働不能者は同法の恩恵に與つて居ない。我々は失業、老年、疾病及び労働不能に因る經濟的不遇から國民を守る爲に、生活補助額及びその適用範圍の両面で社會保障を考慮しなければならぬ」(毎日新聞昭和廿四年一月六日紙)。

(二) 改正案では最高一五〇弗、最低二五弗とされる。即ち、

(イ) 六五才以上の夫婦に對する給付月額は次の如し(單位は弗)

標準報酬月額	現行給付月額	改正案の月額
一〇〇	四二・〇〇	六九・三〇
二〇〇	五八・八〇	九四・五〇
三〇〇	六七・二〇	一一九・七〇
四〇〇	六七・二〇	一四四・九〇

(ロ) 六五才以上の單身者に對する給付月額

標準報酬月額	現行給付月額	改正案の月額
一〇〇	二八・〇〇	四六・二〇
二〇〇	三九・二〇	六三・〇〇
三〇〇	四四・八〇	七九・八〇
四〇〇	四四・八〇	九六・六〇

更に脱退給付に對する年齢制限を現行六五才より六〇才に下げる。課税額は從來の 1% より 2% に上るが、それ以上に國庫負担は一八億弗より六〇億弗となる點で難航を見せたのである(社會保險時報二三卷四號二二頁以下參照)。

(三) この平均月収とは、二二才未満で月収五〇弗を超えない間の分を除き、それ以後の毎年の収入總賃金を平均したもの。但し年收三〇〇〇弗以上の部分は累計しない。

(四) この外に勤續加算として、毎年二〇〇弗以上の収入ある者には、前記の基本給付額の 1% にその年收を乗じて之を加算する。

(五) 但し妻自身が過去に於て勞働者であつて、この保險の被保險者であつた爲、彼女自身がこの養老年金を受けることになり老人法の確立(高田)

その金額が夫の年金額の半額以上の時は妻女年金は支給されぬ。

- (六) 先づ「遺族年金」は上記の完全被保険者の遺族は勿論、被保険者が死亡直前の三ヶ年間におくとも一年半被保険者であつた者(一時的被保険者と稱す)の遺族で前記(三)の條件の者に支給する。「寡婦年金」は、完全被保険者の死亡の時、その妻が六五才以上になつた場合支給され、年金額は養老年金の四分の三、「寡婦一時年金」は上記の完全被保険者並に一時的被保険者の妻で、亡夫の子女を養育する者に支給され、金額は養老年金の四分の三。「両親年金」は完全被保険者が、子供も寡婦も残さずして死亡した時、彼により扶養されていた父母があり、その年齢六五才以上の時に、その養老年金額の半額を、そして「死亡一時金」は完全及び一時被保険者の遺族が上記のどの年金をも支給される資格のない遺族に對し、養老年金の月額六倍相當の死亡一時金を支給するものである。

- (七) 失業保険は一九三五年の社會保障法に刺激されて、各州で採用された比較的新しいもので、實情は近藤氏「社會保障」四七頁以下參照。

- (八) 州營の社會事業としては、この老齡扶助に止まらず、盲人、要扶養兒童の救濟扶助、兒童不具者、母子等の保健福祉などである。この實情も近藤氏、前掲書五二頁に紹介あり。尙、廿四年二月八日日本經濟紙、廿五年二月廿五日、夕刊毎日紙。

- (九) 米の社會保障特に老人保障の問題については
Mayer-DiLauden, Social Economic Security, 1937; Douglas, P. H., Social Security in the U. S. 1935; Burns, E. U.,
Toward Social Security, 1936; Ochsner, F. H., Social Insurance, 1934. 浴風會十周年記念誌三八八頁以下等の外、最近の狀勢は、社會保險時報に紹介が多い。

- (C) ソ連——ソ連では一九一七年の十月革命が成るや、逸早く事業主負担の一切の雇傭労働者や貧困者に對す

る社會保險法の制定を宣言したが、その實施を見るに至らず、一八年一〇月三十一日の布告「労働者、勤勞者及び家族に對する年金支給に關する人民委員會議規定」で、社會保險よりは、寧ろ國家扶養制度の樹立による社會主義的社會保障の實施を圖つた。而してこの規定は三〇年二月一三日附の連邦中央執行委員會人民會議の「社會保險年金扶助規定」の中に確認され、労働法典の附録として挿入、その後形式的には變更されることなく現在に及ぶも、實習的には多くの修正が爲された。⁽¹⁾ 而してこの年金保險の財政的管轄も、三七年三月二三日附の連邦人民委員會議の決定で、現に労働せない年金受領者に對する年金の指定及び支拂は、労働組合から社會保障機關に移管され、同時にその費用も國家豫算及び地方豫算に移管された。⁽²⁾

この年金保障は (一) 養老年金 (二) 廢疾年金 (三) 扶養家族年金であるが、その中の養老年金は次の如き沿革と内容を持つてゐる。即ちそれは一九二八年に初めて紡績工業労働者に對して制定され、それが順次適用範圍を擴げられ、三七年からは一般の勤務者にも擴張された。年金は男子は二五ヶ年以上の勤務經歷を有し、六〇才に達した者、女子は二〇ヶ年以上で五五才に達した者とされる。唯地下作業其他指定の有害作業従事者はその條件緩和され労働經歷二〇ヶ年以上で五〇才に達した時とする。支給額は (一) 第一種の者(即ち地下作業及び其他の有害作業従事者)にはその賃金の六〇%、 (二) 第二種類(金屬工業、化學工業、運輸通信などの企業従事者)は五五% (三) 第三種類(第一、第二に屬せない者及び直接生産作業に従事しない勤務者)は五〇%とする。唯スタハーフ運動者、又は突撃運動者は、その運動年數につき毎年三%の割増を受ける外、年金の權利發生後引續き二年以上労働した場合には、更に二〇%の割増年金を支給される。

(一) 即ちその主な修正規定として、 (一) 三一年の社會保險に關する連邦中央執行委員會人民委員會議決定、 (二) 三二

年二月二九日の廢疾、扶養者喪失、老年扶助の保障改善に關する連邦労働人民委員部附屬社會保險評議會決定、(三) 三七年七月三十一日の勤務者に對する國家社會保險の改善に關する労働組合連邦中央會議決定、(四) 三八年二月二十八日の確認に關する連邦人民委員會議決定、労働紀律調整、國家社會保險施設改善及び社會保險の悪用防止方策に關する連邦人民委員會議、連邦共產黨中央委員會、労働連邦中央會議決定などである。胡麻本薦一「ソヴェート民法及び労働法」一五六頁以下参照。

(二) 即ち初は産業別労働組合の手により、又はその最下部組織として工場委員會を通じて、社會保險が労働者自らの手で行われていたが、そこで取扱われたのは、雇用労働者に限られていたが、三六年一月五日のスターリン憲法第二二〇條の「老齡並に疾病及び労働能力の喪失の場合に物質的保障を受ける権利」を保障し、同條二項は、その権利は「國家の負担による労働者及び勤務者の社會保險の廣汎な發展、勤務者のための無料醫療の給與並に勤務者の利用に供せらるべき廣汎な保養所網により保障される」としたのであるが、三七年三月の改正で本文の如くなつた。

(三) 尙、Social Insurance in the U.S.S.R. 1933-1937 International Labour Review March 1937 胡麻本氏前掲書一五四頁以下、近藤、前掲書八〇頁以下等参照。

(D) 其の他の諸國―以上に英米ソの特徴的な制度を概説したが、この老齡者保障の制度は古くは一八五〇年の白耳義、一八九八年の伊太利では、共に任意的老廢保險を官營で創設して居り、一八八九年の獨逸の制度は強制加入主義と強制設備主義とを併用し、而も官營と相互の兩組織の折衷制を採り、一九一〇年には佛蘭西が強制加入主義と強制設備主義併用して官營で創設するなど、更に丁抹、濠洲などの制度にも、各々示唆多き特徴があるが、詳説を省くこととする。^(五)

- (一) 白及び伊の制度が Frankel-Dawson Workingmen's Insurance in Europe; Vogt, G.; Die Vorteil der Invaliden Versicherung 1905. 森弘元氏「労働保険論」二八二頁以下 (二) 獨の制度及びわ Rosin, H.; Das Recht der Arbeiterversicherung Bl. I. (Das Recht der Invaliden und Altersversicherung) 1905. Bühmer u. Granberg. Der Risikogewinn in der Lebens- und in der Invaliditätsversicherung, 1906. Kalle, F. Ueber Alters und Invalidencassen für Arbeiter, 1874. Vogt, G. Jers. 森氏、前掲書二六九頁以下、浴風會十周年記念誌三五二頁以下、清水玄氏「社會保險要論」二三〇頁以下參照。
- (三) 佛の制度及びわ Trouillot, P. L'assistance aux Vieillard et la loi du 14 Juillet 1905, 1907. Lefort. Les caisses de retraites ouvrières, 1905. Saint-Aubert, L'assurance contre l'invalidité et la vieillesse en Allemagne, 1900, Jean Lebraud, Le Risque Invalidité, dans L'assurance sociale en France 1938.
- (四) Frankel, Dawson, Jers., Vogt, Jers. 社會事業研究會發行「養老年金制及一般養老施設資料」二二頁以下
- (五) 尙、社會保障の點では、世界の理想國と自稱する新西蘭の養老年金制は、注目すべきであるが、この詳細は、社會保險時報二三卷六號三頁以下の紹介に譲る。

五 我國に於ける問題の取扱

養老乃至敬老の思想は、人類本然のものでなく、世界の一般事例の如く、農耕民となつた以後のものと思得べく、我國にも棄老の傳説の例證が諸國に少くなく、地名に姥捨を残すもの東日本にも存すること等、我古代社會も棄老の圏外ではなかつたのでろう。^(一)併し我々の日本歴史に記録の鮮明となつた頃は、既に農耕時代に入つて居たと見るべく、爲めに我國では棄老遺老の習俗よりも、養老尙齒の事蹟の多く見えるのも當然とすべきであらう。蓋し農耕時代に斯

く變化した所以は、農耕社會では人々の生活に餘裕が出来、他面老齡者も、相應した農耕の一部を担当し得るからである。それだけに戰國時代、又は封建時代などで、その生活物資の豊かでない藩侯の領土内では、或は多年に亘る飢饉狀況が續いた處等では、老人を邪馬扱いし、又棄老したことも首肯できるわけである。併し概して我國では早から支那の「尙齒」の思想並に佛恩の四恩の思想などの影響も強く、他方瑞穂の國と自稱しただけに食糧事情は概して良好で、ために多くの養老、敬老の史實が著しい。即ち早くは天正天皇時代に養老の瀧が発見され、養老の年號の制定（紀元七一七年）、延暦六年（七八七年）の「養老之詔」があり戸制更(三)に徳川時代にも諸制度の中に著しいものがある。(四)

(一) 中山太郎氏の「日本民族學辭典」の中に、棄老傳説の例證として、伊豆、佐渡、飛騨、加賀、備中、美作、肥前、日向等にあつたとしている。

(二) 既述第一節註一參照。尙「尙齒」の文字は、莊子の天道篇に「宗廟尙親、朝廷尙尊、鄉黨尙齒、行事尙賢、大道序也」とあるによる。又タルムツド (Talmud) 經典を中心とするギリシヤ思想中にも敬老尙齒の思想が著しい。

(三) 續日本紀、卷之第三九、延暦六年三月甲辰之條に「養老之詔」があり、曰く、「養老之義。著自前修。歷代皇王。率由斯道。方今時屬東作。人赴南畝。殫勝生民。情深矜恤。其左右京畿内七道諸國。百歲以上。各賜二斛。斛。九十以上一斛。八十以上五斗。鰥寡孤獨。及廢疾之徒者。量其老幼。一三斗以下。一斗以上。仍令本國長官親至。郷邑。存情賑贍上。

(四) 我國養老事業の沿革に付ては、浴風會發行、「浴風會十周年記念誌」二四三—三一〇頁に詳しい。即ち原始時代には食老、殺老、棄老の習俗あつたこと(二四五頁)氏族制時代になり、そして五人組制度では、高齡窮民の保護が考えられ初め(二

四八頁以下)、王朝以後では仁德天皇以後は困窮者の中に老齡窮民も加えられ、奈良朝を経て平安朝には賑恤使の諸國派遣のことが見え(二五五頁)、更に唐文化の流入により、陽成天皇時代には「尙齒會」が生れ、賀壽の習俗が現われたとし(二五六頁)、戸制令には初めて高齡者厚遇の法制化を見(二五九頁)、「賦役免除の法」や「在留養親」の規定が存したといふ。又佛教思想による救貧事業もあつたが、鎌倉、戰國時代には多少劣え、徳川時代には再び旺んとなり、寛政四年五月の總町々の名主等に達示した「窮民救恤令」には、強い老齡者保護の條が見えている。尙、養老問題については穂積陳重博士「隱居論」も、極めて貴重な文献たるを喪わぬ。

明治維新に入つては、所謂青年の世紀となつた如くであるが、猶お、既にその初年に養老院「養育舎」の創設、又浴風會その他の養老院の設立を見るに至つた^(五)。他方明治十三年には既に生命保險制度の創設があり、廿七八年から急増し、之に因り老後又は死後の遺家族の爲の自衛的方法が講ぜられるに至つた^(六)が、急激な資本主義發展は、その弊害たる貧富の差を著しくし、就中、日露戰爭後には、老人の生活難が著しく、ために自殺する者頗みに多きを加えるに至つたと稱され^(七)、こゝに明治四〇年第二八議會に次の如き「養老法」の制定の建議が行われた^(八)。

養老法案

第一條 帝國臣民にして年齢滿七十歳に達し、無資産無收入にして、且保護者なき者には一日に養老金拾錢を給與す。

第二條 帝國臣民にして年齢滿七十歳に達し、無資産にして、一年の收入額金參拾六圓五拾錢に充たず、且保護者なき者には一日に養老金拾錢以下を給與す。

第三條 左の諸項に該當する者に對しては本法を適用せず。

老人法の確立(高田)

一、二十年以來繼續して帝國に住居せざる者但し旅行は此の限りに在らず。

二、正當の理由なくして二十年來職業に従事せざる男子。

三、一年以上の刑の執行を受けたる後未だ十年を経過せざる者。

第四條 養老年金受領後新に左の事項を生じたる者に對しては其の日より本法の適用を停止す。

一、年額金參拾六圓五拾錢以上の収入を生じたるとき、若くは之に相當する支給を爲すべき保護者出で來りたるとき。

二、一年以上の刑の宣告を受けたとき（第五條略）。

又同様の事情の下に、漸く社會立法の制定の必要性が痛感され、明治四四年の工場法制定（大正五年實施）、大正一一年の健康保險法（昭和二年より實施）、昭和六年の労働者災害扶助制度と同責任保險制度があり、更に一般には戰爭中は社會政策の後退が行われるのを通例とするにも拘らず、我國では反對に戰爭中急速に進められ、十三年には國民健康保險法、十四年に船員保險法と職員健康保險法を制定し、十九年二月改正の厚生年金保險制度の出現などは社會保險制度が現われ、他方昭和四年の「救護法」そして軍事扶助法、母子保護法（十三年一月）戰時災害扶助法等が、生活困窮者の扶助制度として育つて來、それが廿一年「生活保護法」廿二年の「災害救助法」等となつて、我國の社會保障の他の面を形作つて來た。

併しこの中、直接に老齡者を對象としての社會保障は、厚生年金保險の養老年金制、船員保險法の養老年金と國家公務員共済組合の年金などに止まり、それに扶助制としての生活保護法の老齡困窮者の扶助である。之等の制度の詳説批判を避けるが、極めて限定的で不徹底で、既述の如き最近の我國老人の當面している緊急事態の打開には極めて

不十分で無力であることのみを指摘するに止める。^(二三)

(五) 日本の養老院制度については、「浴風會十周年誌」三〇四頁以下に詳しい。尙、養老院「養育舎」の制度、その「養育舎規則」は當時のこの問題に對する考え方を知る好資料であるが、前掲、中央社會事業協會發行「養老年金制及び一般養老施設資料」五頁以下参照。

(六) 我國の生命保險制度は明治一三年一月に共濟五百名社の創立あり、生命保險類似の業務を營んだのを初めとし、同年二月に大東生命保險、及び國民生命、廿七年に北陸生命外十一社、廿八年に眞宗信徒生保外四社、廿九年に中央生命外五社が開業している。

(七) 養老法案提案の備考第一表として、附せられた七〇才以上の自殺者の統計として、明治三八年一〇五八人、三九年八九〇人、四〇年八六七人、平均九三八八人強と出している。

(八) 此の法案の建議は、衆議院議員福本誠氏が、一三九名の賛成者を得て第二八議會に提出したが、時機熟せず、花井卓藏氏其他の努力にも拘らず不成立に終つた。尙、提案理由、議會委員會委員會の審議等の詳細は、前掲、「養老年金資料」九—二〇頁に譲る。

(九) 我社會保險中、老人保障につき、森弘元「勞働保險論」二四二頁以下、近藤文三「社會保障」九五頁以下、同「社會保險」一、佐藤正「保險制度と國民保健」一〇一頁以下。又救護法につき、柴田敬次郎「救護法實施促進運動史」、生活保護法については、厚生省、「生活保護法概要」

(一〇) 厚生年金保險法による養老年金は、二〇年以上の被保險者で、五五才以上（坑内夫は十五年以上、五〇才）に、平均標準報酬の四ヶ月分を支給する（同法三一條三二條）。

老人法の確立（高田）

(一) 船員保險法による養老年金は、十五年以上の被保険者にして、五〇才以上に達した時(一部漁船被保険者は十年以上、但し二ヶ月分支給)に平均標準月額額の四ヶ月分支給する(同法三五條、三六條)。

(二) 國家公務員共済組合法では、退職の場合養老年金としては、二〇年以上の者に報酬月額額の四ヶ月分、退職一時金として、六月以上二〇年末満の者に報酬日額の十日分(四八五日分)を支給する。(但し年金は、満五〇才に達するまで支給を停止する。(同法三九―四一條)。

(三) 我國の六〇才以上の老齡者は、

(總人口)	60才	61-64才	65-69才	70-74才	75-79才	80-84才	85-89才	90-94才	95-99才	100才-101才以上
昭和21年人口調査	73,114,136	1,752,993	1,867,322	1,327,440	664,522	316,848	92,654	21,088	2,460	54
昭和15年國勢調査	71,310,022	1,755,094	1,549,322	991,338	544,858	253,614	84,175	16,486	2,026	40
		463,160								143

即ち廿一年の調査では、總人口の中、六〇才以上は、七・七%、六五才以上でも約五%を占める。

尙日本の老人問題につき中央社會事業協會發行「養老年金制及一般養老施設資料」(昭和十二年刊) 浴風會十周年記念誌「昭和十年刊」、穂積陳重博士「隱居論」(大正四年刊)、花井卓藏「刑法俗論」(老年犯罪)(大正元年刊)、拙稿「老人保護法の緊急性」實業の富山、五卷一號―三號(昭和廿五年)等参照。

六 當面の諸問題

養老敬老の思想は消滅したとする者ではないが、終戦後の一般的道德水準の低下の平均に過ぎないと樂觀できぬ。

その直接原因は一般國民の生活窮迫にあること勿論なるも、從來我國では中産階級以下の人々の敬老と親孝行とは、上流家庭以上のものが存したことに想い至るならば、最近の傾向を、この戦後の生活窮迫のみに求めることを得ない。寧ろ敗戦後の思想的變化、制度的變革に因るところが大きいとしなければならぬと考ふる。個人の尊嚴は子供に對しても徹底すべく、戸主中心、親權絶對の封建制家族制は破棄されなければならぬが、新しい親子倫理、敬老道徳が確立されなければならず、その理論と方向付けとは別の機會に譲るとして、こゝでは唯こうした時代風潮の中に溺死させられんとしている老人を、社會法律制度として如何に救うべきか、些かな提案を爲して見たいと考ふるだけである。

即ち從來の我國の養老、並に老人保障施設は既述したが、斯るものでは、上記の如く重大にして緊急化した本問題に對處し得ないこと明白である。併し當局でも昭和廿一年六月からの「社會保險制度調査會」は、廿二年十月八日に「社會保障制度要綱」を公表し、総合的計畫の下に、我國の社會保障制度を六段階に分ちて擴充實施すべきことを提案している。又廿二年八月來朝し、滞在二ヶ月に亘つて調査した「アメリカ社會保障制度調査團」のマ元帥に對する報告が、廿三年七月十五日一般に公表され、日本政府に對する「社會保障制度への勸告」として出たが、これは我現狀に即した改善方策を勸告し、その意味では實現性の強いものであると謂い得る。

而して前者即ち日本の調査會の要綱では、保障の内容を傷病、廢疾、死亡、出産、育兒、老齡、失業の七種とし、その中老齡に對する保障としては、老齡年金制を設け、男子六〇才、女子五〇才より支給する。但し職業により、支給開始年齢は適當に考慮し、又夫婦とも老齡の場合には、年金額を若干減額し、老齡に達しない無業者の妻のある場合に相當額増額することとしている。之に對して米調査團の勸告では、やはり養老年金を認め、男子六〇才（女子五

五才)に達すれば過去十年間被保險者として保險料を拂つて居る限り、収入の約四割を勤続年數及び家族數を考慮して支給する。保險料は勞務折半とする。(四)兩者共恒久制度として、批判の余地は多く、又それは當面の問題解決に多く役立ち難い國家經濟事情であることを知る。就中、日本調査委員會の如く、老齡保障を第五段階で實現すれば可なりとする如き、問題の認識に余りにも迂いと斷ぜざるを得ないが、之等の詳細なる批判は別の機會に譲る。

(一) 即ちそれは、基本理念として、(一) 最低生活の保障 (二) 全國民を對象とする綜合的の制度とすること、(三) 社會政策諸部門との干係の尊重、の三とし、その保障事故と方法は、(一) 傷病には療養の給付、傷病手當金、(二) 廢疾には廢疾年金、(三) 死亡には葬祭料、寡婦年金、孤兒年金、(四) 出産には助産の給付と出産手當金、(五) 育児に兒童手當金、(六) 老齡に老齡年金、(七) 失業に失業手當金とし、費用は、全國民に大体所得に比例負担せしめ、被備者の據出には一定割合を使用者が負担し、國家は給付費用の一部と事務費全額と負担すると言ふもの。

(二) 實施順序を六段階とし、第一段階では、(1) 療養の給付、(2) 傷病手當金(但し被備者)、(3) 廢疾年金(同上)、(4) 葬祭料、(5) 寡婦年金、(6) 孤兒年金、(7) 助産の給付、(8) 出産手當金(但し被備者)。(9) 失業手當金(但し被備者、支拂期間六ヶ月)、(10) 兒童手當金(但し生計調査を行う)、(11) 老齡年金(同上)。

第二段階では (1) 傷病手當(但し自營者)、(2) 廢疾年金(同上)、(3) 出産手當金(同上)、第三段階では 失業手當金(但し、自營者、支拂期間制限)、第四段階では、(1) 無業者に對する其他の給付、(2) 失業手當金(支拂期間無制限)、第五段階に老齡年金、第六段階で兒童手當金とする。

(三) 報告書は全文一六〇頁、附表その他を合して二六〇頁に亘り、第一部では現行の社會保障制度の分析と批判第二部は勸告として、日本經濟の許す範圍での社會保障計畫を掲げる。厚生行政研究會より、邦譯書發行、尙、近藤氏「社會保障」一一二

九頁以下、社會保障時報二三卷六號、七號等参照。

(四) 即ち同勸告書では、老齡給付につき。

(イ) 給付—老齡給付は日本の傳統的退職年齢である六十才で、有資格の退職者に支給されるべきである事を提議したい。併し費用の點から考えると、少くとも此の制度實施の初期において、退職年齢を更に繰上げるようすべきであろう。普通の場合働ける壽命のより短かい職業に従事する場合には、退職年齢を更に引下げる改正も望ましい(地下炭坑夫等)。女の場合五才と考へ勝ちであるが、之はこの制度に要する全費用を検討の上で探らるべきである。

保險給付は、保險の適用を受ける職業に従事中の収入と、就職年限に基礎を置く、保險付受領資格としての從業期間は百二十ヶ月を超えないものとする事、期間未滿者には一時拂を行うこと又被保險者の保險給付以外に扶養家族の保險給付を考へすべく、その家族給付は、退職年齢以上の配遇者で無収入者、義務教育年齢の子供、近親者中の廢疾者に限ること。そしてその支給額は、それまでの平均収入と就職年限に干係するが、最小限度の保險給付額の決定は、生活の最少限度を支えるに足る額を念頭に置くべし、若しそれを割る場合には必要に應じて公的扶助で補給すべきである。

(ロ) 保險料—使用者と被備者とが平等に負担すべきであることを勸告する。原則的には、政府の負担は考慮に入れないこと。

(ハ) 積立金—余り多額に亘らない豫備金を除いては賦課式制度の上に樹てるべきことを勸告する。

併し當面の老齡者保護は、前記の如き極めて困難にして、総合的な機構整備の完成のみに努力を傾けるべきではなく、姥捨山を再現しないための老齡者のみに對する應急施策の實施を要望するものである。それは恰かも、兒童福祉法と同様の構想を持つた「老人福祉法」と、その實施基準体系を備えたものとして生れることを望むものであるが、その構想と方法との研究は別機に譲り、本稿では二三の當面方策のみを提稱するに止めたい。即ちその一つは、ソ連

が廢疾者に對して行つてゐる如く、老齡者を、特殊な作業施設、又は厚生施設などに吸収することである。即ち國家並に各府縣及び市並に町に（現在の養老院とは別個に）、こうした老人收容の特別作業場（民間企業と競争干係に立たぬものを生産するものとするを工夫すること）を、その生活の場と共に經營せしめ、而もこれを二種乃至三種の階層を作り、老齡及び從來の職種などにより區別し、又は區分して收容し、之に對し半額乃至三分の二位迄の財政援助を與えて、そこで軽度の作業をその各自の健康度に照らして行わしめ、而も從來類似施設などで、往々にして行われたような搾取、過勞に陥らせることなどが無い様に、民主的運營機構とし、且つ監察委員を置く、そしてとりわけ、その健康管理と衛生管理に努力すると共に、從來の養老院のような暗い生活環境を拂拭して、明るく且つ娛樂と趣味生活を富んだ老人の休養の家としての工夫と努力とをすべきである。

それと共に我國の家族生活の實情に鑑み、之を收容しないで、その家庭によりながら、老人に適する作業に對する援助と開拓とを努力すべきである。この意味で大阪府で老人授産職業指導を行つた如き一示唆を得るものがある。^(五)

(五) 大阪府労働部では、四〇才以上の者に對する就職求人がないことに鑑み、之等高齡者のために特に府堺建築木藝技術公共職業補導所（阪和、金岡驛前）で、自營、内職何れにも簡單に役立つ各種の「刃物とぎ」並に鋸の目立修理（夜間部）、鍼力加工（晝間者）を指導し初めた如きこれである。（廿四年八月廿一日産業經濟新聞紙）。

併し之等の公共の施設と、その努力の外に、一定規格以上（例えば二百人以上の常時労働者のある所）の企業体に、義務として、その企業従事者にして老齡に達し、從來の作業に従事し得なくなつた者、又は後進にその地位を譲らざるを得なくなつた停年退職者を、その企業従事者の厚生福祉の増進のための施設に、一定期間收容せしめることとし

たい。勿論その老齡退職者の斯る施設への收容をその者に強制すべきでないが、その者が希望する限り、且つその生活困難に陥る状況にある者に對しては、收容する義務あるものとすべきである。その部門は福祉物資の生産、自活農園の經營など、苟も従業員の生活を豊富にするに役立つ厚生福祉事業である限り、その企業体の自由に選び、工夫するところに委して差支なからう。

斯くすれば、この如き企業体からの老齡者は、その企業体附置の施設に入り、公共のものは、それ以外の部面からの者を收容すれば足ることになる。それと共に、こうした軽度の作業にも耐え得ない高齡者並に病弱者は、國家又は府縣經營の溫泉場、その他の保健地に建設された純養老施設に送らるべきであるが、既存の養老院も、この際、面目を一新して新發足してほしい。

こうした提稱は、實は個々に散發的に行われてもその効果は期待し得ない。私は日本の新しい労働運動の一環として、この提稱を加えてほしいと考えるものである。即ち従來日本の労働組合は、その闘争目標を賃上げ闘争のみに置いて動いたようであるが、アメリカで行われて居るように、社會保障闘争へと進展すべき時期と状況にあるのではないかと考えるものである（廿五、三、三稿）。